第51期 定時株主総会
招集ご通知

日時　2026年11月25日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前9時）

場所　じゅうろくプラザ 2階 ホール
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
（昨年と会場が異なりますのでご注意ください。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、呈茶につきましても中止とさせていただいております。
また、当日、会場や開始時刻、運営方法など変更となります場合には速やかに当社ウェブサイトにてご案内いたしますのでご確認をお願いします。
当社ウェブサイト　https://www.hmry.jp/



スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7514/

株式会社ヒマラヤ
（証券コード　7514）



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを
賜り厚く御礼申し上げます。
ここに、第５１期定時株主総会招集ご通知を
お届けいたします。

株式会社ヒマラヤ
代表取締役社長兼ＣＥＯ　小田　学

第51期につきましては、中期経営計画の最終年度として目標達成に向けて取り組んでまいりましたが、期後半から営業利益は改善したものの、長引く残暑や暖冬の影響等により上期の落ち込みを取り戻すまでには至らず、最終年度目標である経常利益５億円は未達となりました。また、一部店舗の収益性低下等を踏まえ、固定資産の減損損失等の特別損失を計上する結果となりました。株主の皆様のご期待に十分お応えできなかったことを真摯に受け止め、経営責任を明確にするため、代表取締役の月額報酬について、３か月間、40%、その他の取締役（監査等委員である取締役を除く）の月額報酬について、３か月間、20%の減額を実施することといたしました。

一方で、当期に進めてきた収益改善の取り組みには、着実な成果も表れております。健康志向や個人スポーツ需要の継続を背景に、ラケットスポーツやシューズを中心とする一般スポーツ用品が堅調に推移し、ゴルフ用品やサッカーも伸長したことで、売上高は前年を上回りました。さらに、売れ筋商品の峻別と在庫コントロールの強化により、期後半から売上総利益率が改善し、経費の抑制にも努めた結果、営業利益についても前年を上回るまで回復いたしました。

第52期は、こうした成果を次の成長につなげるとともに、収益力の強化と安定性の向上を最優先に取り組んでまいります。収益性の高い商品や成長が見込まれるカテゴリーへの経営資源の集中、販売価格のコントロールによる売上総利益の改善を進めるほか、ＡＩを活用したオペレーションの見直しや本社部門を含む業務プロセスの効率化を通じて、コストの最適化と競争力強化の両立を図ってまいります。

また、当社の強みである「人」とデジタルの融合をさらに進め、店舗スタッフの教育・育成を通じて売場づくりや接客力、各種サービス力を高めるとともに、店舗とＥＣのシームレス化、店舗出荷と倉庫出荷の最適化、拡張した物流倉庫の早期稼働率向上に取り組みます。加えて、リユース事業、ＥＣ専売品、カスタムインソール、リカバリーウェアなどの本格的な事業収益化を進め、新たな収益基盤の構築を目指します。中期経営計画については、これまでの内容をベースに必要な更新を行いつつ、当面は単年度ごとの業績見通しを着実に達成することに専念し、合理的な中期業績の策定が可能となった時点で、改めて中期的な数値目標の公表を検討してまいります。

当社が掲げる「スポーツと健康を通じて、世界中の人々の豊かなライフスタイルに貢献する」というビジョンは変わりません。第51期の結果から得た課題と成果の双方を次の経営に生かし、持続的な成長と企業価値の向上を実現できるよう、経営陣・従業員一丸となって取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株　主　各　位

証券コード　7514
2026年11月５日
岐阜県岐阜市江添１丁目１番1号
株式会社 ヒマラヤ
代表取締役社長兼ＣＥＯ　小田　学

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに「第51期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/7514/teiji/

株主総会資料掲載ウェブサイト（当社ウェブサイト）
https://www.hmry.jp/ir/library/related/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「ヒマラヤ」またはコードに「7514」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

1 日　　時		2026年11月25日（水曜日）午前10時（受付開始　午前9時）
2 場　　所		岐阜県岐阜市橋本町１丁目10番地11 じゅうろくプラザ　２階　ホール （※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3 目的事項	報告事項	1. 第51期（2025年９月１日から2026年８月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第51期（2025年９月１日から2026年８月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件 第２号議案 監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月24日（火曜日）午後６時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

●書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2026年11月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年11月24日（火曜日）午後６時30分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年11月24日（火曜日）午後６時30分入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

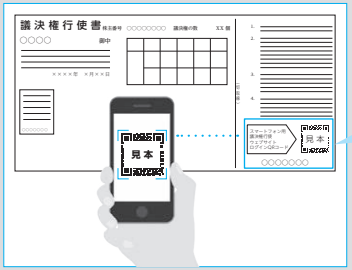
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

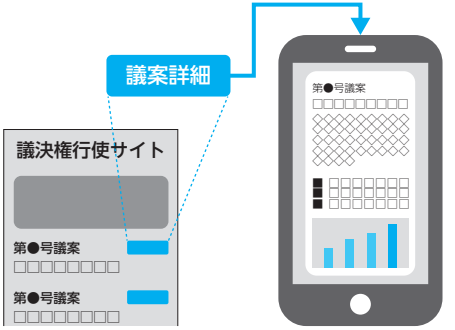
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

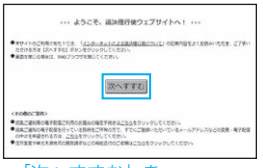
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

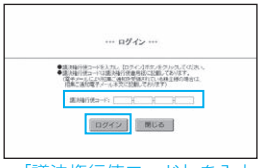
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



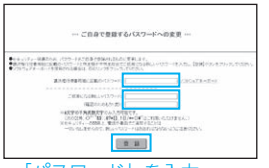
・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～17：00　土日休日除く）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の候補者については、当社の監査等委員会より特段の意見が無いことを聴取して、指名・報酬諮問委員会での審議を経て決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地　位	担　当	
1	小田（おだ）　学（まなぶ）	代表取締役	社長兼ＣＥＯ	再任
2	三井（みつい）　宣明（のぶあき）	取締役	管理本部長兼ＣＦＯ	再任

＜ご参考＞ 取締役候補者の指名方針および手続き

当社は、以下の要件に該当する人物を取締役候補者として指名する方針であります。

１．人望・品格に優れ高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいる
２．経営参画の資質・経験・実務実績を有す
３．幅広い知識と広い視野および高い見識を有す
４．当社の経営理念を実践し企業価値向上に資する能力を有す
５．中長期的な展望を有し、前例や慣例にとらわれずに組織を改革できること

候補者については、代表取締役が候補者を推薦し、２名の独立社外取締役を構成員に含む、４名の指名・報酬諮問委員会が候補者の妥当性を審議し取締役会に答申いたします。取締役会は、その答申内容を尊重し候補者の決定をいたしております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
1 再任	おだ　まなぶ 小田　学 （1970年11月15日生） 所有する当社の株式数 10,330株	1993年４月　三菱商事株式会社入社 2007年４月　Princes Limited（英国）出向 Chief Executive Corporate 2018年４月　Princes Limited（英国）出向 会長 2022年４月　三菱商事株式会社 食品産業グループCEOオフィス 事業構想・デジタル戦略担当 2023年４月　当社入社 社長室長兼販売本部長 2023年５月　コアブレイン株式会社 取締役（現任） 2023年９月　当社 社長室室長兼営業統括本部長兼オリジナル商品部長 2023年11月　当社 代表取締役社長兼CEO兼営業統括本部長 兼オリジナル商品部長 2024年７月　当社 代表取締役社長兼CEO兼マーケティング本部長 2025年４月　当社 代表取締役社長兼CEO（現任） 【取締役候補者とした理由】 国際性豊かな経営経験を持ちグローバルな視点で事業戦略を展開し、実績を残してきました。当社の今後の将来における事業基盤を確立し、企業価値向上および次世代経営者層の育成において、その知識と経験による牽引が必要と考え、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
2 再任	みつ い　のぶあき 三井　宣明 （1970年４月25日生） 所有する当社の株式数 16,670株	1999年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年６月　公認会計士登録 2014年８月　株式会社エー・ディー・ワークス入社 2014年10月　税理士登録 2016年４月　同社ファイナンス＆アカウンティング　ディレクター 2017年４月　同社経営企画室（兼） 2018年３月　株式会社地域経済活性化支援機構入社 2018年４月　ＲＥＶＩＣパートナーズ株式会社経営管理室長（兼） 2018年４月　ＲＥＶＩＣキャピタル株式会社経営管理室長（兼） 2018年10月　株式会社地域経済活性化支援機構会計室長 2020年11月　当社入社　管理本部副本部長 2020年11月　当社取締役管理本部長 2021年３月　当社取締役管理本部長兼経営企画室室長 2022年12月　当社取締役管理本部長兼経営企画室室長 兼経理部長兼総務人事部長 2024年７月　当社取締役管理本部長兼CFO兼経営企画室室長 兼経理部長兼総務人事部長 2024年９月　当社取締役管理本部長兼CFO兼経営企画室室長 2026年４月　当社取締役管理本部長兼CFO（現任） 【取締役候補者とした理由】 経理部門長や経営管理室長を歴任するなど、多彩な経験と経営に対する高度な見識を有しております。また、公認会計士として監査法人での勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の中長期的な企業価値向上や経営基盤の強化において、その多彩な知識と経営における企画力は不可欠であると考え、取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社の株式数は、2026年８月31日現在の状況を記載しております。
３．三井宣明氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
４．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。各候補者の選任が承認可決された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役３名のうち鈴木友美氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
再任 社外 独立 女性	すずき　ゆみ **鈴木　友美** （1981年６月10日生） 所有する当社の株式数 －株	2010年12月　弁護士登録 サン綜合法律事務所入所 2012年　2月　ルーチェ法律事務所入所 2014年　4月　鈴木法律事務所開設（現任） 2022年11月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 鈴木法律事務所 岐阜県児童虐待対応弁護団 朝日大学法学部非常勤教員 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を保有しており、東京の法律事務所を歴任した後、自身の法律事務所を開所して活躍されております。今後の当社の業容拡大や中長期的な企業価値の創造の過程において、様々な課題の克服やリスクの回避が不可欠なものであると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。法的な専門知識や経験を活かして、特に事業上のリスク管理やガバナンスの強化等において監督、助言をいただくことを期待いたしております。

(注) 1. 鈴木友美氏は社外取締役候補者であります。
2. 鈴木友美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 鈴木友美氏の所有する当社の株式数は、2026年８月31日現在の状況を記載しております。
4. 鈴木友美氏は、当社社外取締役に就任して本総会終結の時をもって４年になります。
5. 鈴木友美氏は、弁護士の資格を保有しております。
6. 本議案が承認された場合、鈴木友美氏の任期は2年であり、第53期定時株主総会終結の時までとなります。
7. 当社は、本議案が承認された場合、引き続き鈴木友美氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）といたします。

8. 当社は、会社法第427条第１項および当社定款規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を、鈴木友美氏との間で現在締結済であり、本議案が承認された場合には継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の役員全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。鈴木友美氏の再任が承認された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞ 当社独立性判断基準について

当社の独立性判断基準におきましては、以下に該当しない者としております。

1．当社または当社の子会社(以下「当社グループ」と総称する。)の業務執行者または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2．当社グループを主要な取引先とする者(その直近事業年度における当社の年間連結売上高の10%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者)またはその業務執行者
3．当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
4．当社グループから役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
5．当社グループの主要借入先もしくはその親会社またはそれらの業務執行者(当社グループの「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が総借入額の10%以上の会社をいう。)
6．過去５年間において上記２．から５．までのいずれかに該当していた者
7．上記１．から６．までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族

＜ご参考＞取締役会の多様性（スキルマトリックス）

当社の取締役会は、多様な視点を持って経営の基本方針を決定するとともに、各部門における業務執行を監督する役割を担っております。取締役会を構成する取締役については、当社のビジョンを実践し得る人物を候補者として選定しており、活発な議論と的確かつ迅速な意思決定を目指しております。また構成員数の1/3以上または２名以上を独立社外取締役として、取締役会の機能の向上と透明性を確保するとともに、各個人が異なる専門性を有し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮して、総合的に検討したうえで取締役候補者を指名しております。

取締役スキルマトリックス

	特に期待する知識・経験・能力										
氏　名	企業経営	財務会計	営業マーケティング	ＩＴＤＸ	M&A金融	グローバル	法務リスクマネジメント	人材労務	内部統制	サステナビリティ	独立社外
小田　　学	●		●	●	●	●	●			●	
三井　宣明		●			●		●	●	●		
川村　祥之	●	●		●	●				●		
都筑　直隆	●	●	●		●						●
鈴木　友美							●	●	●	●	●

※本スキルマトリックスは、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の状況であります。

以上

事業報告 （2025年９月１日から2026年８月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年９月１日～2026年８月31日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善の影響を受けて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学的リスクの高まりや、中東情勢を背景としたエネルギー価格の上昇懸念、金融・為替市場の変動など、国内外の景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属しておりますスポーツ用品販売業界におきましては、残暑の長期化や暖冬の影響等により、年間を通じてアパレルを中心とした季節商品の販売が影響を受けましたが、健康志向および個人スポーツ需要の継続により、一般スポーツ用品については比較的堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループでは、当連結会計年度を収益基盤の再構築を目指す足場固めの期と位置付け、デジタル化推進等の喫緊の課題を優先しながらも、国内スポーツ小売業としての基本に立ち返り、店舗スタッフを始めとする人材の教育・育成、既存店を中心とした売場改善およびオペレーションの効率化に加え、ＥＣ専売品やリユース商品の拡充、物流倉庫の効率改善等の収益性向上に向けた取り組みをおこなっております。

商品別の売上動向としては、ゴルフ用品はキャディバッグなど袋物の販売に注力し、ゴルフクラブの新製品の販売も伸長した結果堅調に推移し、前年を上回る結果となりました。

アウトドア用品については、キャンプ用品の在庫適正化を優先した売場コントロールを継続しているものの、トレッキング用品が好調に推移したことにより、前年を上回る結果となりました。

一般スポーツ用品については、現在主力のラケットスポーツおよびシューズカテゴリーに加えて、ワールドカップ効果によりサッカーの売上も好調に伸長しました。一方で、アパレルを主とした季節商品に関しては、秋冬商品が残暑や暖冬の影響を受け、春物衣料も昼夜の寒暖差の影響で動き出しが抑制されました。しかし、夏場にかけて近年の平均程度の気温となり、夏物衣料等の季節商材の需要は維持されたことにより、通期では全体で前年を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前年を上回る結果となりました。

売上総利益率については、春先以降の後半からは在庫コンディションも回復してきたものの、残暑と暖冬傾向が顕著であった期の前半の低迷を補うまでには至らず、当連結会計年度においては前年を下回る結果となりました。

販売費及び一般管理費については、人件費の増加やエネルギー価格の変動等による物流費の増加といった、費用の上昇圧力が継続する中でも経費の抑制に努めた結果、前年を下回る結果でした。

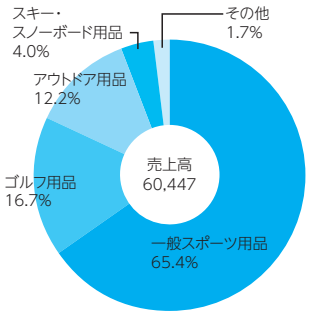
また、現在の事業環境を踏まえ、一部の店舗について収益性の低下が見られるほか、今後のＥＣ事業の収益性改善に向けて、店舗より出荷を行っていたＥＣ販売商品の一部を倉庫出荷に集約することに伴い、これまで店舗で計上されていたＥＣ販売収益の一部が、物流・倉庫部門に移転されることが見込まれることから、店舗の固定資産の減損損失等の特別損失1,162百万円を計上しました。

出退店の状況については３店舗を退店いたしました。2026年８月末時点で当社グループの店舗数は全国で98店舗、売場面積は212,454㎡であり、前連結会計年度比で店舗数は３店舗減、売場面積は7,051㎡減となりました。

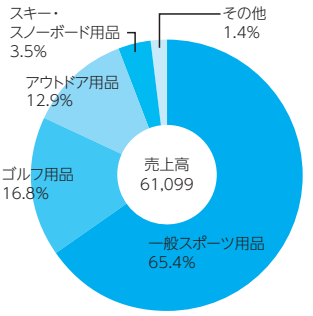
以上の結果、当連結会計年度における連結業績は売上高61,099百万円（前連結会計年度比1.1％増）、営業利益290百万円（前連結会計年度比1.7％増）、経常利益324百万円（前連結会計年度比15.2％減）、親会社株主に帰属する当期純損失860百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益11百万円）となりました。

商品区分	前連結会計年度 自　2024年９月１日 至　2025年８月31日		当連結会計年度 自　2025年９月１日 至　2026年８月31日		前連結会計年度比増減率（％）
	売上高（百万円）	構成比（％）	売上高（百万円）	構成比（％）	
スキー・スノーボード	2,446	4.0	2,125	3.5	86.9
ゴルフ	10,068	16.7	10,288	16.8	102.2
アウトドア	7,354	12.2	7,890	12.9	107.3
一般スポーツ	39,541	65.4	39,947	65.4	101.0
その他	1,036	1.7	847	1.4	81.7
合計	60,447	100.0	61,099	100.0	101.1

（注）当連結会計年度の期首に行った商品区分の振り分け基準の見直しに伴い、前連結会計年度の売上高は、当連結会計年度の基準に合わせて組み換えを行っております。



（2025年8月期 ／単位:百万円）



（2026年8月期 ／単位:百万円）

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は812百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．既存店の増床改装１店舗

2026年 3月	フジグラン宇部店(増床改装)

ロ．既存店の部分改装７店舗

2025年 9月	春日井店
2025年 9月	山口店
2025年 9月	都城店
2025年 9月	大村店
2025年 9月	新座店
2025年 9月	リブレ豊田元宮店
2025年10月	鹿屋バイパス店

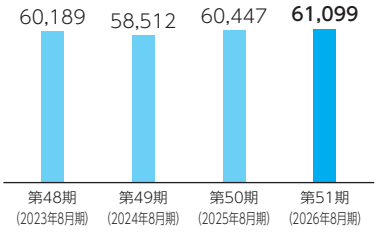
ハ．ＥＣ事業に係る販売サービスシステムの開発

③ 資金調達の状況

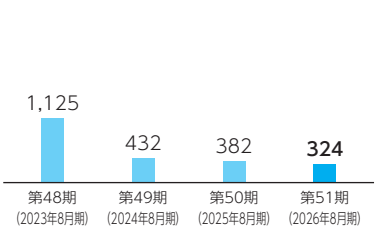
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として実施した資金調達はございません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

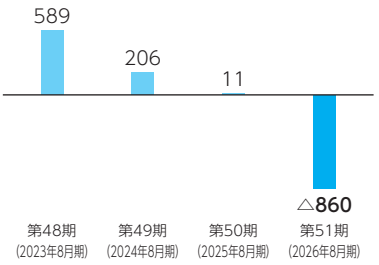
売上高 (単位：百万円)



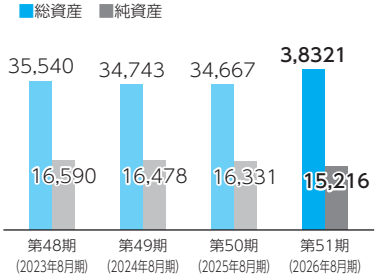
経常利益 (単位：百万円)



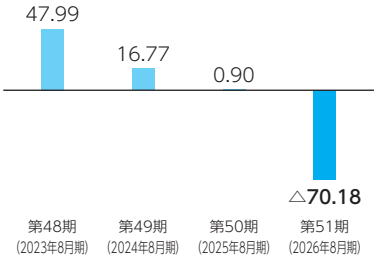
親会社株主に帰属する当期純利益または純損失 (△) (単位：百万円)



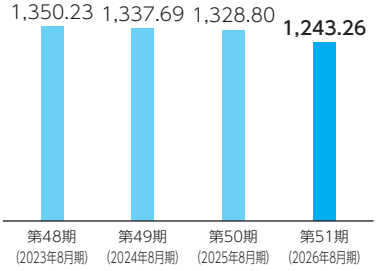
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第48期 (2023年８月期)	第49期 (2024年８月期)	第50期 (2025年８月期)	第51期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高	(百万円)	60,189	58,512	60,447	61,099
経常利益	(百万円)	1,125	432	382	324
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	589	206	11	△860
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	(円)	47.99	16.77	0.90	△70.18
総資産	(百万円)	35,540	34,743	34,667	38,321
純資産	(百万円)	16,590	16,478	16,331	15,216
1株当たり純資産額	(円)	1,350.23	1,337.69	1,328.80	1,243.36

(注) 1．１株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．第49期連結会計年度から表示方法の変更を行っており、第48期の主要な経営指標等について、変更の内容を反映した組替後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社グループは、当社および連結子会社1社により構成されております。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
コアブレイン株式会社	100百万円	100.00%	フルフィルメント事業

③ その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

我が国の今後の経済状況は、景気の回復が緩やかに進むと思われます。一方、世界経済では、米国の関税政策や中国経済の減速等に関する不確実性の高まりによる金融資本市場の変動リスク、国内の物価上昇の継続や実質賃金の下落による消費行動への影響など、小売業を取り巻く環境は不透明な状況が続くと予想されます。

現状の外部環境において、構造的なインフレと、気候変動による不確実性の増加による収益の圧迫要因が解消するまでには相応の期間を要するものと見込まれており、来期以降も同様の状況が継続すると見ております。

このような状況を踏まえ、当社としては来期以降も引き続き、将来成長に向けた投資を通じて、お客様の健康志向の高まりによるニーズの変化やデジタル化の推進等に対応しながらも、収益力の強化と安定性の向上を最優先に、以下の取り組みを行ってまいります。

①本質的な競争力の強化

既存店の収益力強化とＥＣ事業の拡大を通じて、持続的な成長に向けた出店力の強化を図ってまいります。また、物価上昇や賃上げに伴うコスト増には、接客力を更に高めていく一方で、コストの最適化を実現するために、AIを活用したオペレーションの見直しを着実に進め、収益性向上と競争力強化の両立を図ってまいります。

本社部門費の見直しを含む業務プロセスの効率化にも継続的に取り組み、全社的な収益基盤の強化につなげてまいります。

加えて、中長期的な成長余地の拡大に向けて、お客様のニーズに沿った独自商品の開発力強化と新事業領域の開拓を推し進めてまいります。

②店舗販売力の強化

リアル店舗の強化に向けた店舗運営戦略においては、当社の強みであるヒマラヤの人材と、お客様を起点としたデジタルとの融合により、高付加価値なお買い物体験の提供と店舗収益の強化を図ってまいります。特に、店舗スタッフの教育・育成を通じて、お客様のニーズに沿った売り場づくりと接客力・各種サービス（ガット張りやリペア等の加工技術）の磨き込みについては、優先順位を上げて重点的に取り組んでまいります。

また、ヒマラヤアプリを積極的に活用し、店舗およびオンラインを通じて、お客様一人ひとりにあった価値ある購入体験の提供を目指すとともに、店舗のスリム化および効率化を通じた店舗運営における生産性の改善により収益性の向上を図って参ります。

③商品力の強化

担当者の専門性を高め、仕入先企業との密なコミュニケーションを通して、市場のトレンド変化に即応し、お客様起点の最適な商品構成を目指します。また、収益性の高い商品や成長が見込まれるカテゴリーへ経営資源を集中するとともに、販売価格のコントロールを徹底することにより、売上総利益の改善をさらに推し進めます。

ＰＢ（プライベートブランド）については、専任部署の設置と生産管理体制の強化を行い、お客様が購入しやすいプライスラインの実現とブランド価値を高めることにより、規模の拡大を図ってまいります。

④ＥＣ販売力の強化

リアル店舗とＥＣ事業双方の視点からの業務効率の最適化の観点によりオペレーションの見直しを着実に進めることで、収益力向上と競争力強化の両立を図ってまいります。

EC販売における店舗出荷と倉庫出荷の最適な配分比率を達成すべく、拡張した物流倉庫の早期稼働率向上に取り組みます。また、店舗とＥＣのシームレス化の促進や、自社アプリと連動した体験サービスの向上を進めてまいります。さらに、ＥＣ専売品の拡充及びリユースビジネス等を活用により、新規カテゴリーの開拓を目指しております。

⑤人材の強化

当社では、全従業員の活躍の実現と多様性の尊重を目指した人事戦略に基づき、人材の育成、多様な人材の確保、組織を支える施策の３つの視点を中心に取り組みを行っております。

全ての従業員をスキルとマインドの両面から公正に評価し、各人の能力発揮の機会の提供と、教育・研修制度の充実によって人の育成を図ることを基本方針として、多様な高度専門人材の確保と育成に努めております。

さらに、これらを支える制度・インフラの整備、およびキャリアパスの多様化への対応に努めるとともに、様々な視点での多様性の実現に向けた各人の個性を尊重した社風の醸成に取り組んでまいります。

⑥新規事業領域の開発および収益化

当社グループでは、現状の主力事業であるスポーツ用品事業を含むスポーツ領域に加えて、ライフスタイル領域、健康領域にも積極的な投資を行い、新たな成長シナリオの構築に努めてまいります。

加えて、リユース事業、EC専売品、カスタムインソール、リカバリーウェアなどの新商品開発など、一定の成果を上げた取り組みについては、今後の新たな収益基盤を構築するために本格的な事業収益化を進めてまいります。

⑦気候変動問題に対する取組み（カーボンニュートラル宣言）

当社グループは、全世界で加速する温室効果ガス削減等の社会課題解決に向け、カーボンニュートラルを目指した取組みを実施して、自社グループの温室効果ガス排出量を、2050年までにネットゼロにすることを宣言し、事業活動を通じて温室効果ガスの削減活動に取組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年８月31日現在)

当社グループは、スキー、スノーボード、ゴルフ、アウトドア、マリンスポーツ、野球、サッカー、テニスなどスポーツ用品の販売を主要な事業としております。販売方法は、小売専門店チェーンの展開およびインターネット販売にて行っております。

(6) 主要な事業所 (2026年８月31日現在)

① 当社

本　　社　岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号

店舗(ヒマラヤ)　98店舗

群 馬 県　２店舗	埼 玉 県　３店舗	千 葉 県　２店舗
東 京 都　２店舗	神奈川県　２店舗	新 潟 県　２店舗
富 山 県　１店舗	福 井 県　２店舗	岐 阜 県　９店舗
静 岡 県　１店舗	愛 知 県　10店舗	三 重 県　２店舗
滋 賀 県　３店舗	京 都 府　３店舗	大 阪 府　５店舗
兵 庫 県　３店舗	和歌山県　１店舗	鳥 取 県　１店舗
島 根 県　１店舗	岡 山 県　３店舗	広 島 県　５店舗
山 口 県　７店舗	香 川 県　２店舗	愛 媛 県　３店舗
高 知 県　１店舗	福 岡 県　８店舗	長 崎 県　４店舗
大 分 県　３店舗	宮 崎 県　２店舗	鹿児島県　４店舗
沖 縄 県　１店舗		

② 子会社

コアブレイン株式会社

本　　社　神奈川県相模原市中央区南橋本３丁目１番１号
相模原南橋本ロジスティクスセンター西１F

(7) 従業員の状況 (2026年８月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
733（1,339）名	12名増（51名減）

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社企業集団は一般小売事業以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント別の記載はしておりません。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ12名増加しておりますが、新卒・中途社員の積極採用によるものであります。
4. パートタイマーが前連結会計年度末と比べ51名減少しておりますが、事業所の閉鎖および業務効率向上に伴う省人化によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
725（1,277）名	12名増（54名減）	39.76歳	13.98年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べ12名増加しておりますが、新卒・中途社員の積極採用によるものであります。
3. パートタイマーが前事業年度末と比べ54名減少しておりますが、事業所の閉鎖および業務効率向上に伴う省人化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年８月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社大垣共立銀行	3,047百万円
株式会社十六銀行	1,630
株式会社三井住友銀行	1,200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

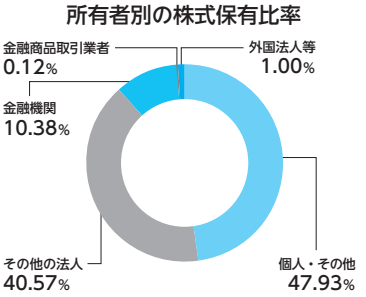
(1) 株式の状況 (2026年８月31日現在)

① 発行可能株式総数　40,000,000株

② 発行済株式の総数（自己株式を含む）　12,320,787株

③ 株主数　18,471名

④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
株式会社コモリホールディングス	4,266,400 株	34.86 %
株式会社大垣共立銀行	485,250	3.96
株式会社十六銀行	464,500	3.80
小森　裕作	365,000	2.98
株式会社電算システム	301,950	2.47
ヒマラヤ従業員持株会	261,981	2.14
小森　温子	237,000	1.94
株式会社トーカイ	150,000	1.23
木島　あすか	143,600	1.17
小田　加奈代	143,600	1.17

(注) 持株比率は、自己株式（82,188株）を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員、社外取締役を除く）	10,650 株	3 名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告24ページ「2.（3）③取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ．自己株式の取得

ⅰ）2026年１月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

・取得した株式の種類および数　　普通株式　　62,100株

・取得した日　　2026年１月15日

(注) 当該株式の取得方法は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けであります。

ⅱ）当事業年度中の従業員の退職により、譲渡制限付株式1,640株を当社が無償取得いたしました。

ロ．自己株式の処分

2025年11月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

・処分した株式の種類および数　　普通株式　　13,010株

・処分した日　　2025年12月24日

(注) 当該株式の処分は、当社取締役３名および従業員２名に対する譲渡制限付株式報酬であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員（取締役）の状況

① 取締役の状況 (2026年８月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	小田　学	社長兼ＣＥＯ
取締役	三井　宣明	管理本部長兼ＣＦＯ
取締役	松野　尚志	営業統括本部長
取締役（常勤監査等委員）	川村　祥之	長谷虎紡績株式会社 非常勤監査役
社外取締役（監査等委員）	都筑　直隆	株式会社都筑事務所 代表取締役社長
社外取締役（監査等委員）	鈴木　友美	鈴木法律事務所 弁護士 岐阜県児童虐待対応弁護団 朝日大学法学部非常勤教員

(注) １．取締役（監査等委員）都筑直隆氏および鈴木友美氏は、社外取締役であります。
２．取締役三井宣明氏および社外取締役（監査等委員）都筑直隆氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役三井宣明氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
・社外取締役（監査等委員）都筑直隆氏は、経営コンサルタント事業を営んでおります。
３．当社は、社外取締役（監査等委員）都筑直隆氏および鈴木友美氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。
４．当社では、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、川村祥之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）川村祥之氏、都筑直隆氏および鈴木友美氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役分）	77百万円 (0)	68百万円 (0)	－百万円 (－)	9百万円 (－)	5名 (1)
取締役（監査等委員） （内社外取締役分）	10 (4)	10 (4)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合　　計 （内社外取締役分）	88 (4)	79 (4)	－ (－)	9 (－)	8 (3)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は年額200百万円以内（内社外取締役分20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額40百万円以内と、2015年11月25日開催の第40期定時株主総会において決議いただいております。決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は８名（内社外取締役１名）、監査等委員である取締役の員数は３名であります。なお、この報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めません。

2. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与について、2021年11月26日開催の第46期定時株主総会において「Ⅰ在籍条件型」と「Ⅱ業績条件型」を合わせて年額60百万円以内、株式数の上限を「Ⅰ在籍条件型」と「Ⅱ業績条件型」を合わせて年６万株以内とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は５名であり、付与の対象とした取締役はそのうち４名であります。

3. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、各事業年度の連結税引前当期純利益目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として年１回、毎年一定の時期に支給することとしております。また、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。なお、当事業年度にかかる業績連動報酬等はありません。

4. 非金銭報酬等の総額は、譲渡制限付株式の割当にかかる費用を記載しております。

5. 取締役会は、代表取締役社長兼CEO小田学氏に対し、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を踏まえて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績および貢献度を踏まえた賞与の額および譲渡制限付株式の付与の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を的確に行うには、代表取締役社長兼CEOが最も適任であると判断しているためであります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年10月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と業務執行状況を踏まえて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（賞与）および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業界他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結税引前当期純利益目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、株主総会で決議した報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、毎年一定時期に付与するものとする。また、譲渡制限付株式報酬の1/3を中期経営計画と連動させ、最終事業年度の連結経常利益目標の達成を条件とし、業績目標未達の場合は全株式を会社が無償取得する。譲渡制限付株式報酬の譲渡制限解除の時期は取締役退任時とする。

4．基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（５．の委任を受けた代表取締役社長兼CEO）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、中期経営計画を達成した場合、取締役の報酬等の割合については、金銭報酬（基本報酬+業績連動報酬等）が７０％、非金銭報酬等が３０％程度となるように設定する。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与等の評価配分とする。委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を的確に行うには、代表取締役社長兼CEOが最も適任であると判断するためである。取締役会は、当該権限が代表取締役社長兼CEOによって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長兼CEOは、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

（イ）社外取締役(監査等委員)都筑直隆氏は、株式会社都筑事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

（ロ）社外取締役(監査等委員)鈴木友美氏は、鈴木法律事務所の弁護士であります。また、岐阜県児童虐待対応弁護団および朝日大学法学部非常勤教員を兼職しております。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者もしくは業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ．社外役員の当事業年度における活動状況

氏　　名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 都筑　直隆	当事業年度に開催された取締役会13回の内、13回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の内、13回全てに出席いたしました。財務・会計に関する相当程度の知見や経営コンサルタントとしての経験から意見を述べるなど、取締役会および監査等委員会における、意思決定や適法性の確保に資する貴重な発言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会６回の内、６回全てに出席し、客観的・中立的な立場で、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 鈴木　友美	当事業年度に開催された取締役会13回の内、13回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の内、13回全てに出席いたしました。弁護士としての知見や経験より、当社のコンプライアンス向上のための助言やガバナンス向上に資する提言を数多くいただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会６回の内、６回全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の資格要件への適合や役員報酬制度の制定における貴重な意見をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な調査を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題の１つと考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績の伸長に合わせ、配当性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案しながら行っております。

内部留保資金については、「企業価値の最大化」に向け、設備投資や人的資本への投資など、成長投資に活用するとともに、財務体質の改善にも充当しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**27,069**
現金及び預金	6,585
売掛金	2,026
商品	17,480
貯蔵品	12
その他	965
固定資産	**11,251**
有形固定資産	**5,754**
建物及び構築物	3,864
土地	1,461
リース資産	6
建設仮勘定	6
その他	414
無形固定資産	**530**
ソフトウエア	377
その他	152
投資その他の資産	**4,967**
投資有価証券	627
長期貸付金	219
差入保証金	2,904
繰延税金資産	171
退職給付に係る資産	994
その他	62
貸倒引当金	△13
資産合計	**38,321**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**15,885**
買掛金	10,651
1年内返済予定の長期借入金	2,867
未払法人税等	94
契約負債	305
賞与引当金	378
店舗閉鎖損失引当金	35
株主優待引当金	59
ポイント引当金	9
資産除去債務	95
その他	1,386
固定負債	**7,218**
長期借入金	5,929
資産除去債務	1,238
その他	50
負債合計	**23,104**
純資産の部	
株主資本	**14,719**
資本金	**2,544**
資本剰余金	**4,042**
利益剰余金	**8,204**
自己株式	**△71**
その他の包括利益累計額	**497**
その他有価証券評価差額金	**149**
退職給付に係る調整累計額	**348**
純資産合計	**15,216**
負債純資産合計	**38,321**

連結損益計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**61,099**
売上原価		**40,013**
売上総利益		**21,085**
販売費及び一般管理費		**20,795**
営業利益		**290**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	17	
仕入割引	11	
受取賃貸料	113	
協賛金収入	37	
その他	51	247
営業外費用		
支払利息	85	
不動産賃貸費用	110	
その他	17	213
経常利益		**324**
特別損失		
減損損失	1,158	
関係会社株式評価損	2	
その他特別損失	1	1,162
税金等調整前当期純損失		**△838**
法人税、住民税及び事業税	88	
法人税等調整額	△66	21
当期純損失		**△860**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△860**

計算書類

貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**27,024**
現金及び預金	6,506
売掛金	2,011
商品	17,480
貯蔵品	12
前渡金	44
前払費用	451
未収入金	403
その他	114
固定資産	**10,874**
有形固定資産	**5,747**
建物	3,738
構築物	126
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	407
土地	1,461
リース資産	6
建設仮勘定	6
無形固定資産	**524**
借地権	13
ソフトウエア	373
電話加入権	10
その他	127
投資その他の資産	**4,602**
投資有価証券	627
関係会社株式	14
出資金	0
長期貸付金	219
差入保証金	2,874
長期前払費用	33
前払年金費用	490
繰延税金資産	326
会員権	15
貸倒引当金	△13
その他	13
資産合計	**37,898**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**15,893**
買掛金	10,649
1年内返済予定の長期借入金	2,867
未払金	835
未払費用	377
未払法人税等	93
未払消費税等	100
契約負債	305
預り金	73
賞与引当金	378
店舗閉鎖損失引当金	35
株主優待引当金	59
ポイント引当金	9
資産除去債務	95
その他	11
固定負債	**7,218**
長期借入金	5,929
資産除去債務	1,238
その他	50
負債合計	**23,111**
純資産の部	
株主資本	**14,637**
資本金	**2,544**
資本剰余金	**4,042**
資本準備金	3,998
その他資本剰余金	43
利益剰余金	**8,123**
利益準備金	457
その他利益剰余金	7,665
別途積立金	1,050
繰越利益剰余金	6,615
自己株式	**△71**
評価・換算差額等	**149**
その他有価証券評価差額金	**149**
純資産合計	**14,787**
負債純資産合計	**37,898**

損益計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**60,848**
売上原価		**40,012**
売上総利益		**20,836**
販売費及び一般管理費		**20,559**
営業利益		**276**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	17	
仕入割引	11	
受取賃貸料	113	
協賛金収入	37	
その他	51	247
営業外費用		
支払利息	85	
不動産賃貸費用	110	
その他	17	213
経常利益		**310**
特別損失		
減損損失	1,158	
関係会社株式評価損	2	
その他特別損失	1	1,162
税引前当期純損失		**△852**
法人税、住民税及び事業税	86	
法人税等調整額	△72	14
当期純損失		**△866**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月14日

株式会社ヒマラヤ
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　全　泰　之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　功　一　郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒマラヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月14日

株式会社ヒマラヤ
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　全　泰　之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　功　一　郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの2025年９月１日から2026年８月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年10月15日

株式会社ヒマラヤ監査等委員会

常勤監査等委員　川　村　祥　之

監査等委員　都　筑　直　隆

監査等委員　鈴　木　友　美

（注）監査等委員 都筑直隆 および 鈴木友美は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

ホームページのご案内

https://www.hmry.jp/

当社ではホームページにて当社の企業情報を随時開示しています。
店舗情報やスポーツイベント情報を掲載しているほか、株主・投資家の皆様への情報もご覧いただけます。
また、ヒマラヤオンラインストアも是非ご利用ください。



株主メモ

株式の状況	発行可能株式総数	40,000,000株
	発行済株式の総数	12,320,787株
	株主数（2026年8月31日現在）	18,471名
	単元株式数	100株
事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで	
定時株主総会	毎年11月開催	
基準日	定時株主総会	毎年8月31日
	期末配当金	毎年8月31日
	中間配当金	毎年2月 末日
	そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日	
公告の方法	公告の方法は電子公告であります。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。（ホームページアドレス　https://www.hmry.jp/）	
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社	

株主名簿管理人	名古屋市中区栄三丁目15番33号
事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
郵便物送付先	〒168－0063　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
電話照会先	0120－782－031（フリーダイヤル） 受付時間：9時～17時　土日休日除く
インターネットホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会は、上記の電話照会先にお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ　2階　ホール
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
TEL　058－262－0150

開催日時

2026年11月25日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前9時）



じゅうろくプラザ



交通機関のご案内

- JR岐阜駅より …… 徒歩／約　2分
- 名鉄岐阜駅より …… 徒歩／約　7分
- 岐阜各務原I.Cより約10ｋｍ …… 車／約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15ｋｍ …… 車／約20分

駐車場のご案内

- 岐阜市駅西駐車場

※当駐車場の駐車券をご用意いたしておりますので、株主総会会場受付にて駐車券をご提示ください。
※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。

- 会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。

※ご来場に当たりサポートが必要な方は事前にお電話でご連絡ください。
株式会社ヒマラヤ
電話：058－271－6622（代表）

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT